

山口市介護福祉士資格取得促進補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する介護福祉士の資格を取得し、市内の介護サービス事業所において介護サービスに従事する者に対し、山口市介護福祉士資格取得促進補助金（以下「補助金」という。）を交付することで、介護従事者の確保及び職場への定着を促進し、もって市民に対する良質な介護サービスの安定的な提供の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 介護福祉士国家試験

法第40条第3項において準用する法第6条に規定する国家試験をいう。

(2) 介護サービス事業所

介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス若しくは施設サービス（ただし、「訪問看護」、「訪問リハビリテーション」、「居宅療養管理指導」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、「介護予防訪問看護」、「介護予防訪問リハビリテーション」、「介護予防居宅療養管理指導」、「介護予防福祉用具貸与」、及び「介護予防特定福祉用具販売」を除く。）を行う事業所又は山口市介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定を受けた事業所をいう。

(交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる全ての要件に該当する者とする。

(1) 補助金交付申請年度（以下「当該年度」という。）に実施される介護福祉士国家試験を受験する者

(2) 第6条に規定する補助金の交付申請時において、市内の介護サービス事業所に3か月以上継続して就労しており、かつ、介護福祉士国家試験受験日以降も継続して雇用される見込みであること。

(3) 住所地において市税の滞納がないこと。

(4) 山口市暴力団排除条例（平成23年山口市条例第33号）第2条第2号に規定する暴力団員及び暴力団員密接関係者でない者

(補助金対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、介護福祉士国家試験受験手数料（以下「受験料」とい

う。)とする。

(補助金額)

第5条 補助金額は、1件当たり1万円を上限とし、予算の範囲内で交付するものとする。
ただし、勤務先法人、国、他の地方公共団体、公益団体等から受験料を対象とする助成金・補助金等（以下「助成金等」という。）の交付を受けている又は受ける予定の場合の補助金額は、受験料から助成金等を除いた額を上限とする。

(補助金交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）は、山口市介護福祉士資格取得促進補助金交付申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。ただし、過去に本補助金の交付を受けた者は、申請することはできない。

(交付の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、補助金交付の可否を決定するとともに、補助金を交付すべきものと認めるときは補助金の額を決定し、山口市介護福祉士資格取得促進補助金交付決定通知書（様式第2号）又は山口市介護福祉士資格取得促進補助金不交付決定通知書（様式第3号）により交付申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第8条 前条の規定により交付決定通知書を受けた交付申請者（以下「交付決定者」という。）は、当該年度において実施される介護福祉士国家試験の筆記試験日から当該年度の3月31日までに山口市介護福祉士資格取得促進補助金請求書（様式第4号）により市長に補助金を請求するものとする。

2 市長は、交付決定者から前項の規定による適法な請求があったときは、30日以内に補助金を交付するものとする。

(決定の取消し)

第9条 市長は、交付決定者が補助金交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したときは、山口市介護福祉士資格取得促進補助金交付決定取消通知書（様式第5号）により、補助金の交付決定を取り消すものとする。

(補助金の返還)

第10条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、山口市介護福祉士等就職促進補助金返還請求通知書（様式第6号）により、期限を定めて、その返還を交付決定者に請求するものとする。

ただし、市長がやむを得ないと認める場合は、この限りでない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年1月1日から施行する。